

★第3回★

「法定相続分と遺産の分割」

前回は、被相続人の遺産を相続できる人（相続人）がどのように決まるのかを説明しました。今回は、各相続人の法定相続分と遺産の分割について、特殊なケース等も取り上げながら解説していくことにしましょう。



税理士 八木正宣

前 回、民法で定められている相続人（法定相続人）について説明しましたが、民法では、さらに法定相続人の相続分（法定相続分）についても規定しています。

法定相続分は、遺留分の計算や遺産分割協議の際に基本となるものです。基本的なケースにおける法定相続分は図表1のとおりです。

配偶者と子が法定相続人となる場合の法定相続分は「配偶者が2分の1、子が2分の1」、配偶者と直系尊属が法定相続人となる場合には「配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1」、配偶者と兄弟姉妹が法定相続人の場合は「配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1」となります。

子、直系尊属あるいは兄弟姉妹が数人いる場合には、その相続分は均等割りになります。例えば、相続人が配偶者と子2人の場合には、子全体で2分の1ですから、子1人の持分は、「2分の1÷2＝4分の1」となります。

なお、配偶者がすでに死亡している場合には、図表1のとおり、

図表1 法定相続人の法定相続分

順位	法定相続人	法定相続分	
		配偶者と子	配偶者 1/2
1	子のみ	子 100%	
2	配偶者と直系尊属	配偶者 2/3	直系尊属 1/3
	直系尊属のみ	直系尊属 100%	
3	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4
	兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹 100%	

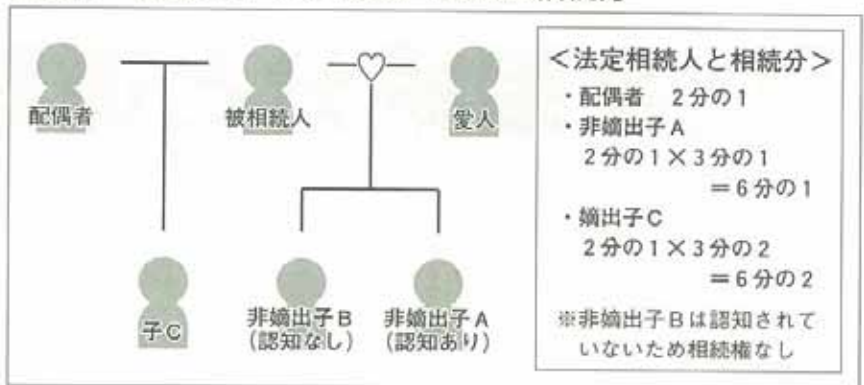
血族相続人（子・直系尊属・兄弟姉妹）で100%となります。

非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1となる

では、特殊なケースにおける法定相続分はどうなるのでしょうか。見ていくことにしましょう。

①非嫡出子がいる場合

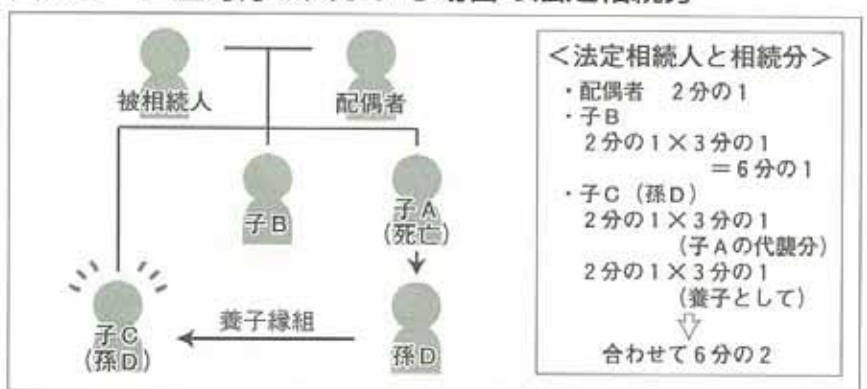
図表2 非嫡出子がいる場合の法定相続分



非嫡出子とは、婚姻外の関係（例えば内縁関係）にある男女の間に産まれた子を指します。非嫡出子は、父親から認知を認められれば、子として父親の財産を相続できます。

しかし、その父親に嫡出子（婚姻している関係にある男女の間に産まれた子）がいる場合には、その認知された非嫡出子の相続分

図表3 二重身分の人がいる場合の法定相続分



は、嫡出子の相続分の2分の1と なっています（図表2）。

②二重身分の場合

1人の相続人が養子としての相続分と代襲相続人としての相続分の両方を持ち合わせているケースがあります。図表3のケースでは、孫Dは被相続人と養子縁組を行ない、被相続人の子となります。この時点で3人の子のそれ

図表4 相続人の法定相続分と遺留分

法定相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全部	1/2
子のみ	全部	1/2
直系尊属のみ	全部	1/3
兄弟姉妹のみ	全部	なし
配偶者と子	配偶者1/2	配偶者1/4
	子 1/2	子 1/4
配偶者と直系尊属	配偶者2/3	配偶者1/3
	直系尊属1/3	直系尊属1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4	配偶者1/2
	兄弟姉妹1/4	兄弟姉妹なし

それぞれの法定相続分は6分の1ずつとなります。

ところが、孫Dの実親である子Aがすでに死亡しているために、孫Dは子Aの相続分を代襲することになります。結果として、孫D（子C）の相続分は両方を合わせた6分の2となります。

遺留分についても遺言でも侵害できない

以上、法定相続分について説明しましたが、遺産は法定相続分と

おりに分割しなければならぬというものでもありません。

被相続人の遺言書があれば、基本的に遺言の内容に従います。遺言の方法によれば、被相続人は、生前に各相続人に対する相続分を自由に指定できますし、法定相続人以外の人に遺産を残すこともできます。

ただし、一定の相続人の遺留分を超えて自由に分割することはできません。遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人に保証された最低限

の相続分のこと、被相続人の遺言等によって奪うことのできないものです。

遺言によって、他の相続人の遺留分を侵害することとなった場合には、侵害を受けた相続人は1年以内に限り侵害された分の回復を請求（遺留分の減殺請求）することができます。

遺産分割協議においては 寄与分と特別受益にも注意

遺言書がなければ、法定相続人の中で遺産分割協議がなされず、また、遺言書がある場合でも、相続人の都合により遺産分割協議をすることがあります。

遺産分割協議は、法定相続分には従い、具体的な相続財産の分け方を決めるものですが、相続人の中で合意があれば相続分の変更をすることもできます。

例えば、配偶者の法定相続分が2分の1である場合に、2分の1を超える遺産を配偶者に相続させることもできます。

そのほか遺産分割協議において考慮されるものに、「寄与分」と「特別受益」があります。

相続人の中に、被相続人の事業に関する労務提供や財産提供を行なった者や、被相続人の療養看護などにより被相続人の財産維持または増加について特別の寄与をした者がいる場合には、その寄与者に対して貢献分（寄与分）が加算されます。

この場合の相続分の計算は、寄与分を遺産の総額から控除し、残りについて相続分を算定することとなります。そして、寄与者に対しては相続分に寄与分が加算されることとなります。

また、相続人の中に、被相続人から遺贈を受けたり、生前に結婚や生計のための資金として贈与を受けた者（特別受益者）がいる場合には、この贈与財産（特別受益）の存在を考慮に入れて相続分が算定されます。

例えば、法定相続人が子3人の場合で長男が住宅取得資金として500万円を贈与されていたとして、この場合、被相続人死亡時の相続財産（ここでは4000万円と仮定）に、長男への贈与財産（500万円）を加えたもの（合計4500万円）を相続分算定の対象とし、算定した相続分（各1500万円）の中からすでに受けている贈与額（500万円）を差し引いた残額（1500万円－500万円＝1000万円）を長男の実際の相続分とします。

今回の解説を踏まえて こんなアドバイスをを行なおう



今回のお客様 自分の財産がどのように 分配されるのか分からないというCさん

お客様「私には3人の子どもがいます。妻はすでに他界していますので、私の遺産相続人は子どもたちになると思います。私が死亡した場合、どのように遺産が分配されるのでしょうか」

行職員「お子様にはそれぞれ法定相続分となる3分の1の遺産が分配されます」

お客様「なるほど。遺産は3人の子どもに均等に3分の1ずつ分配されるのですね…。実は私としては、家を飛び出して遠方で生計を立てている長男や三男より、私の面倒をみてくれている次男に対して、より多くの財産を残してあげたいんですが、何か方法はありますか？」

行職員「それでしたら、遺言でお子様たちの相続分を決めるという方法が有効です。遺言を用いれば、相続人の最低限の権利である遺留分を侵さない範囲で自由に遺産の処分を決めることができます。お子様たちの遺留分は6分の1ずつとなります」

お客様「ということは、遺言で財産の6分の4は次男に残してやれるのですね。それは、良い方法を教えていただきました」

★アドバイスのポイント★

本ケースのようなお客様には、配偶者がいない場合の法定相続分を伝えるとともに、遺言や遺留分についても説明するとよいでしょう。